

## 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 30 年 10 月 9 日  
内閣官房長官決裁

1 我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要である。

これまで政府は、学生の学修時間の確保等のため、経済団体等に対し、就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保に向けた取組を要請してきたところである。今般の一般社団法人日本経済団体連合会による「採用選考に関する指針」の廃止方針、就職問題懇談会の「座長声明」等を踏まえ、学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるよう検討を行うため、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 文部科学省高等教育局長 厚生労働省人材開発統括官 経済産業省経済産業政策局長
オブザーバー	一般社団法人日本経済団体連合会事務総長 就職問題懇談会座長

3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 連絡会議の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会の  
構成員の官職の指定について

（ 令 和 元 年 10 月 7 日  
就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議議長決定 ）

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議の開催について（平成30年10月9日内閣官房長官決裁）第3項の規定に基づき、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	文部科学省高等教育局学生・留学生課長
	文部科学省高等教育局専門教育課長
	厚生労働省人材開発統括官付参事官 （若年者・キャリア形成支援担当参事官室長）
	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長